

# JFAフランチャイズガイド掲載規約

## 第1章 総則

### (サイトの目的および掲載規約)

- 第1条 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会(以下「JFA」といいます。)は、日本におけるフランチャイズ・ビジネスの全体像を把握しそれを公開すると共に、フランチャイジーになろうとする者(以下「フランチャイジー希望者」という。)に対し、個別のフランチャイザーの事業に係る情報を提供することにより、フランチャイジー希望者が行うフランチャイザーの選択、またはフランチャイズ契約の締結のための判断に資し、もってフランチャイズ・ビジネスの健全な発展を図ることを目的として、インターネット上のウェブサイトにおいてJFAフランチャイズガイドを運営します。
- 2 この掲載規約は、JFAにJFAフランチャイズガイドへの情報の掲載の申込を行い、この掲載規約にしたがって掲載を承認された者(以下「掲載対象者」といいます。)に適用されるものとし、掲載対象者はこの掲載規約にしたがって、JFAフランチャイズガイドに情報を掲載することを承諾します。

### (掲載規約の範囲)

- 第2条 JFAが掲載対象者に対して発する第4条に定める通知は、この掲載規約の一部を構成するものとします。
- 2 JFAが、この掲載規約の他に別途定める個別規定も、名目の如何にかかわらず、この掲載規約の一部を構成するものとします。

### (掲載規約の変更)

- 第3条 JFAは、掲載対象者の了承を得ることなく、この掲載規約を変更することがあります。この場合には、JFAフランチャイズガイドの利用条件は、変更後の掲載規約によります。
- 2 変更後の掲載規約については、JFAが別途定める場合を除いて、JFAフランチャイズガイドに掲載するものとし、掲載した時点から、効力を生じるものとします。
- 3 前項に定めるJFAフランチャイズガイド上への掲載が、障害その他の事由により不可能な場合には、JFAが運営するウェブサイト(以下「JFAウェブサイト」といいます。)上に掲載することにより代替できるものとし、他の場合の掲載についてもこれと同様とします。

### (JFAからの通知)

- 第4条 JFAは、JFAフランチャイズガイドへの掲載その他JFAが適当と判断する方法により、掲載対象者に対して随時必要な事項を通知します。
- 2 前項の通知は、JFAが当該通知の内容をJFAフランチャイズガイドに掲載した時点から効力を生じるものとします。

## 第2章 掲載の申込等

### (掲載の対象)

- 第5条 JFAにJFAフランチャイズガイドへの情報の掲載の申込を行うことができる者(以下「掲載申込者」

といひます。)は、次の条件を満たす事業者として認めた方に限らせていただきます。

① JFAの正会員・準会員・研究会員

または、

② 掲載チェーンの1号店開店時から1年以上経過しているフランチャイズ本部事業者

### (掲載の申込)

第6条 JFAフランチャイズガイドへの情報の掲載を希望する場合には、JFAが定める方法により掲載の申込を行っていただきます。また、掲載申込者は、その申込や掲載等に関し掲載申込者に適用される関係法令等を遵守することとします。なお、掲載申込者がJFAフランチャイズガイドに掲載する情報を、以下「掲載情報」といひます。

- 2 掲載申込者は、JFAフランチャイズガイドへの掲載情報の掲載に関してこの掲載規約が適用されることを承認のうえ、申込を行っていただきます。JFAは、申込に対して承認した場合には、JFAフランチャイズガイドに掲載情報を掲載するためのチェーン個別のIDを発行いたします。
- 3 掲載申込者は発行されたIDにてJFAフランチャイズガイドにログインし、掲載情報を入力いたします。入力された情報をJFAが承認した時点で掲載が完了いたします。
- 4 JFAが次のいずれかに該当すると判断する場合には、JFAは掲載の申込を承認しないこととします。
  - ① 掲載申込者が掲載申込時に表明した表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 掲載申込者が過去に掲載規約の違反等により掲載情報が削除されたことがある場合
  - ③ JFAの業務遂行上もしくは技術上支障がある場合、または支障が生じるおそれがある場合
  - ④ 掲載情報が第10条各号のいずれかに該当し、または該当するおそれがある場合
  - ⑤ その他、掲載申込者について、JFAがJFAフランチャイズガイドの掲載に関して不相当と判断した場合
- 5 JFAが第2項の申込を承認しない場合には、JFAはその理由を開示しません。また、掲載申込者は、この不承認について異議申立等を行うことができないものとします。

### (掲載情報の公開期間および掲載の継続)

第7条 掲載情報の公開は、JFAが定める更新日(原則として年1回、7月1日とします)の到来により終了します。

- 2 掲載対象者が前項の更新日後に継続して掲載情報の公開を希望する場合には、JFAに対して、掲載の継続の届出を行う必要があります。
- 3 前項の継続の届出の受付期間は、更新日の1ヶ月前から1週間前までの間とします。
- 4 第6条第1項の掲載の申込により掲載情報を掲載した場合において、次回の更新日まで3ヶ月に満たないときは、当該掲載情報に限り次回の更新日を翌年の更新日に延期します。
- 5 掲載料については、以下の通りといたします。

	会員(正会員・準会員・研究会員)	会員外
掲載料(年)	-	3万円

### (掲載情報等の変更)

第8条 掲載対象者は、JFAフランチャイズガイドに掲載される掲載情報または届け出た連絡先(以下「連絡先情報」といいます。また、掲載情報と連絡先情報をあわせて、以下「掲載情報等」といいます。)に変更があった場合には、速やかに掲載情報等の変更を行うものとします。

- 2 JFAは前項の掲載情報等の変更の届出の受付後、速やかに掲載情報等を承認するものとします。この変更前に生じた損害について、JFAは一切その責任を負いません。

#### (掲載の継続および掲載情報等の変更の届出を受けできない場合)

第9条 第7条第2項および第8条において、JFAが届出について確認した結果、掲載対象者が次のいずれかに該当する場合には、JFAは掲載の継続および掲載情報等の変更の承認を行わず、または掲載対象者に何ら事前の通知なしに掲載情報を削除することができるものとします。

- ① 掲載の継続または掲載情報等の変更の届出(以下「継続・変更の届出」といいます。)時点において第5条の条件を満たさなくなった場合
  - ② 継続・変更の届出時に虚偽の事項を届け出たことが判明した場合
  - ③ 掲載対象者が第12条第1項5号、同6号または同7号のいずれか該当することが判明した場合
  - ④ その他、掲載対象者について、JFAがJFAフランチャイズガイドの利用に関して不相当と判断した場合
- 2 前項の定めにもとづきJFAが継続・変更の承認を行わないこととした場合、または掲載情報が削除された場合には、JFAはその理由を開示しません。また、掲載の継続の届出または掲載情報等の変更を行った掲載対象者は、当該承認がないことまたは掲載情報の削除について異議申立等を行うことはできないものとします。

#### (掲載情報内容の適格性)

第10条 JFAは、掲載情報が次のいずれかに該当し、または該当するおそれがあると判断する場合には、掲載の申込、継続・変更(以下「申込等」といいます。)の承認を行わないこととします。

- ① 他者を差別もしくは誹謗中傷し、または他者の名誉もしくは信用を毀損する内容、詐欺等の犯罪に結びつく内容、あるいは結びつくおそれのある内容
- ② 法令等もしくは公序良俗に違反する内容、JFAの信用を毀損し、またはJFAの財産を侵害する内容、あるいは他者、JFAに不利益を与える内容
- ③ 虚偽が含まれる内容
- ④ 消費者に対する勧誘を目的とするなど、掲載情報がJFAフランチャイズガイドの目的にそぐわない内容
- ⑤ 上記各号に準ずる内容

#### (掲載の取止め)

第11条 掲載対象者がJFAフランチャイズガイドへの掲載情報の掲載を取止める場合には、JFAに届け出るものとします。

- 2 掲載対象者が次項の1号または2号に該当する場合には、JFAに前項の届出を行う必要があります。
- 3 JFAは、掲載対象者が次のいずれかに該当すると判明した場合には、第1項の届出があったものとして取り扱います。

- ① 掲載対象者について破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があった場合または掲載対象者が手形交換所の取引停止処分を受けた場合
  - ② 掲載対象者が合併、会社分割、事業の全部譲渡等を行い、法人としての同一性を喪失した場合
  - ③ その他、掲載対象者について、JFAがJFAフランチャイズガイドの掲載に関して不相当と判断した場合
- 4 前3項の場合には、JFAは速やかに掲載情報を削除するものとします。また、これにより生じた損害について、JFAは一切その責任を負いません。

### 第3章 掲載情報の削除、JFAフランチャイズガイドの中止・廃止等

#### (掲載情報の削除)

第12条 JFAは、掲載対象者が次のいずれかに該当すると判断した場合には、掲載対象者への事前の通知または承諾を要することなく、掲載情報の全部もしくは一部の削除または変更を行うことができるものとします。

- ① 電話、電子メール等による連絡がとれない場合
- ② 掲載対象者に発送した郵便物がJFAに返送された場合
- ③ 掲載情報が次のいずれかに該当し、または該当するおそれがあると認めた場合
  - 1.虚偽が含まれること
  - 2.消費者に対する勧誘を目的とするなど、掲載情報がJFAフランチャイズガイドの目的にそぐわないものであること
  - 3.その他第10条に違反すること
- ④ 掲載対象者が掲載申込または継続・変更の届出時に表明した表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ⑤ 掲載申込者・対象者が、次のいずれかに該当することが判明した場合
  - 1.暴力団
  - 2.暴力団員
  - 3.暴力団準構成員
  - 4.暴力団関係企業
  - 5.総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - 6.その他前各号に準ずる者
- ⑥ 掲載申込者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
  - 1.暴力的な要求行為
  - 2.法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 3.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - 4.風説を流布し、偽計もしくは威力を用いてJFAの信用を毀損し、またはJFAの業務を妨害する行為
  - 5.その他前各号に準ずる行為
- ⑦ 掲載対象者が掲載規約に違反した場合
- ⑧ 上記各号のほか、JFAフランチャイズガイドの正常な運営のために必要であるとJFAが判断した場合

- 2 前項の定めにもとづきJFAが掲載情報の全部もしくは一部の削除または変更を行った場合には、JFAはその理由を開示しません。また、掲載対象者は、当該削除または変更について異議申立等を行うことはできないものとします。
- 3 JFAが第1項の措置をとったことにより掲載対象者が掲載情報を利用できず、これにより損害が発生したとしても、JFAは一切の責任を負いません。

#### (JFAフランチャイズガイドの内容等の変更)

第13条 JFAは、運営または保守管理、変更、改善、改良等の必要がある場合には、掲載対象者に事前に通知することなく、JFAフランチャイズガイドの内容・名称を変更することがあります。

- 2 前項の変更等によって掲載対象者が何らかの損害を被ったとしても、JFAは一切の責任を負いません。

#### (JFAフランチャイズガイドの一時的な中断)

第14条 JFAは、次のいずれかの事由が生じた場合には、掲載対象者に事前に通知することなく、一時的にJFAフランチャイズガイドを中断することがあります。

- ① JFAフランチャイズガイドのための設備等の保守を定期的にまたは緊急に行う場合
  - ② 火災、停電等によりJFAフランチャイズガイドの提供ができなくなった場合
  - ③ 地震、噴火、洪水、津波等の天災によりJFAフランチャイズガイドの提供ができなくなった場合
  - ④ 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等によりJFAフランチャイズガイドの提供ができなくなった場合
  - ⑤ その他、運用上または技術上、JFAがJFAフランチャイズガイドの一時的な中断が必要と判断した場合
- 2 JFAは、前項各号のいずれか、またはその他の事由によりJFAフランチャイズガイドの提供の遅延もしくは中断等が発生したとしても、これに起因する掲載対象者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。

#### (免責)

第15条 JFAフランチャイズガイドの内容は、JFAがその時点で提供可能なものとします。JFAフランチャイズガイドに掲載された情報は原則として掲載申込者及び掲載対象者(以下「掲載申込者・対象者」といいます。)が届け出たものをそのまま掲載しているものであり、JFAは、JFAフランチャイズガイドに掲載された情報について、その完全性、正確性、有用性等に関し、いかなる責任も負いません。

- 2 掲載申込者・対象者が届け出た連絡先情報によりJFAが掲載申込者・対象者に連絡をすることができなかった場合において、JFAはそのことで発生した掲載申込者・対象者の損害に対して、一切の責任を負いません。
- 3 JFAは、JFAフランチャイズガイドに掲載した情報の消失(第12条に定めるJFAによる削除を含みます。)に関し、一切の責任を負いません。

#### (JFAフランチャイズガイドの中止・廃止)

第16条 JFAは、JFAフランチャイズガイドに事前に通知を掲載した上で、JFAフランチャイズガイドの全部もしくは一部の提供を中止または廃止することがあります。

- 2 JFAは、前項の手続きをとることで、中止または廃止により掲載対象者に損害が発生したとしても一切の責任を負いません。

## 第4章 個人情報の取扱い

### (個人情報の取扱い)

- 第17条 JFAは、掲載申込者・対象者がJFAに提供する個人情報に関しては、JFAの「プライバシーポリシー」にもとづき適切に取り扱うものとします。
- 2 連絡先情報は、JFAから掲載申込者・対象者に連絡する際に利用します。
  - 3 申込書等に記載された情報は、JFAによる申込等の承認等の判断、JFAフランチャイズガイドへの掲載情報の掲載・一般への公開等のために利用します。
  - 4 掲載対象者または掲載情報に記載された個人情報の本人がJFAフランチャイズガイドにおける個人情報の公開を望まない場合には、掲載対象者から第8条に定める掲載情報等の変更の届出または第11条に定める掲載の取止めの届出を行うか、掲載情報に記載された個人情報の本人からJFAに対して個人情報の保護に関する法律第23条第2項に定める個人データの第三者への提供の停止の求めを行っていただきます。これらの届出等があった場合には、それ以後の掲載情報に記載された個人情報の公開を行いません。

## 第5章 その他

### (協議解決)

- 第18条 この掲載規約に記載のない事項または掲載規約の解釈について疑義を生じた事項については、その都度当事者間において、誠意をもって協議のうえ解決します。

### (著作権)

- 第19条 JFAフランチャイズガイドにおいてJFAが提供する画面デザイン、ソフトウェアその他の著作物の著作権(掲載情報に関して掲載対象者に帰属するものを除きます。)はJFAに帰属するものとします。

### (専属的合意管轄裁判所)

- 第20条 掲載申込者・対象者とJFAの間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### (準拠法)

- 第21条 この掲載規約に関する準拠法は、日本法とします。

### (その他)

- 第22条 この掲載規約に定めのない事項はJFAが別途定めることができるものとします。

### 附則

- この掲載規約は、平成24年12月1日から実施します。